

山梨県公報

第九号

令和元年

六月六日

木曜日

目次

○ 告 示	六一
○ 公 告	六一
○ 随 意 契 約 の 相 手 方 の 決 定 に つ い て	六一
○ 景 観 保 全 型 広 告 規 制 地 区 に 適 用 さ れ る 基 準 の 決 定 の 案	六一
○ 屋 外 広 告 物 講 習 会 の 開 催 に つ い て	六四
○ 開 発 行 為 及 び 公 共 施 設 に 関 す る 工 事 の 完 了 に つ い て	六四
○ 教 育 委 員 会	六四
○ 令 和 元 年 度 山 梨 県 立 特 別 支 援 学 校 幼 稚 部 及 び 高 等 部 入 学 者 選 抜 の 基 本 事 項 に つ い て	六四
○ そ の 他	七一
○ 一 般 競 争 入 札 に つ い て	七一

告 示

山梨県告示第二十九号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名称 相模川水系 河口湖
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和元年六月六日
- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡富士河口湖町小立字久保四九一番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 百八十一・九〇平方メートル

公 告

山梨県公報 第九号 令和元年六月六日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

(一) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十一年四月一日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 日本電気株式会社

(二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

五 契約金額 三千三百二十万四千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

● 景観保全型広告規制地区に適用される基準の決定の案

山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。)第七條の三第一項の規定により、景観保全型広告規制地区を指定するので、同条第三項において準用する条例第七條の二第二項の規定により、次のとおり公告するとともに、指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面を公衆の縦覧に供する。なお、条例第七條の三第三項において準用する条例第七條の二第三項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面について知事に意見書を提出することができる。

令和元年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 景観保全型広告規制地区の名称及び区域

名称	区域
船津小海線地区	南都留郡富士河口湖町の一部（次の図に示す部分に限る。） （「次の図」は省略する。）

二 景観保全型広告規制地区に適用される山梨県屋外広告物条例第七条第四項の基準の決定の案の概要 別表のとおり

三 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室

富士吉田市上吉田一丁目二番五号 山梨県富士・東部建設事務所吉田支所富士北麓景観対策課

2 期間 この公告の日から令和元年六月二十日までの山梨県の休日を含め、
（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日

3 時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

四 意見書の提出先等

1 提出先 三1に掲げる場所

2 記載事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 利害関係人にある場合は、利害関係の内容

(三) 意見を述べようとする景観保全型広告規制地区の名称及び意見

3 提出期限 令和元年六月二十日

基準項目

現行の基準
第一種許可地域

適用される基準の決定の概要
船津小海線地区

共通基準

色彩

制限しないものとする。

一 使用できる色彩の数の制限
二 最大面積の明度及び彩度の制限
三 周辺の風致及び景観と調和したものの許可しないものとする。

個別基準

建築物を利用するに係る基準

自家用広告物（屋上に表示され又は設置される広告物等に限る。）

高さ

屋上から広告物等の上端までの高さが八メートル以下であること。

許可しないものとする。

自家用広告物以外の広告物等

高さ

一定の基準を満たした場合に限り、許可するものとする。

許可しないものとする。

建築するに係る基準

自家用広告物

高さ

原則として、地上から広告物等の上端までの高さが十二メートル以下であること。

地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。

利用するに係る基準

自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図を除く。）

表示面積

一定の基準を満たした場合に限り、許可するものとする。

許可しないものとする。

工作物を利用するに係る基準

その他の工作物を利用する広告物等

表示面積

一定の基準を満たした場合に限り、許可するものとする。

地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。

簡易な広告物等に係る基準

広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。）

高さ

一定の基準を満たした場合に限り、許可するものとする。

地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。

アドバルーン

高さ

一定の基準を満たした場合に限り、許可するものとする。

地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。

立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの

本数

制限しないものとする。

のぼり、旗その他これらに類するものを、道路の路肩から五メートル以内に設置する場合は、相互の間隔を五メートル以上離すこと。ただし、自己が三以下のときは、この限りでない。

備考

一一 船津小海線地区に適用される主な基準を掲載
詳細は、縦覧に供する書類のとおり

● 屋外広告物講習会の開催について
 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。
 令和元年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催日時 令和元年九月二十七日（金）午前九時十分
- 二 開催場所 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館イベントスペース（東面）
- 三 科目

1 屋外広告物に関する法令

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項

3 屋外広告物の施工に関する事項

四 受講手数料 一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。なお、受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。）

五 受講申込み受付期間 令和元年七月二十九日（月）から同年九月十三日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

六 受講申込書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室（電話〇五五―二三―一三二五）

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和元年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市穂坂町宮久保字三百水七百八十三番の二十六、八百三十七番の一、八百三十七番の四、八百三十七番の五の一部、八百三十八番の二、千百六十番の一、千百六十一番の二、千百六十五番の一、千百六十六番の一、千百六十六番の二の一部、千百六十六番の三、千百六十六番の四、千百六十七番の一、千百六十七番の二、千百六十八番の一、千百六十八番の二、千百六十九番の一、千百六十九番の二、千百七十番、千百七十二番の一、千百七十二番の二の一部、千百七十三番、千百七十六番の二、千百七十七番の一から千百七十七番の三まで、千百七十八番、千百八十番の一、千百八十番の二、千百八十五番、千百八十六番

の二から千百八十六番の三まで、千百八十八番の一から千百八十八番の三まで、千百九十番、千百九十二番の一、千百九十二番の二、千百九十二番の四、千百九十三番、千二百三番、千二百五番、千二百六番の一、千二百六番の二、千二百八番、千二百十番の一、千二百十番の二、千二百十一番、千二百十二番の一から千二百十二番の三まで、千二百十三番の一から千二百十三番の三まで、千二百十四番の一から千二百十四番の三まで、千二百十六番の三、千二百十六番の五十八、千二百十六番の五十九、千二百十六番の七十三、千二百十六番の七十七、千二百十六番の百、千二百十六番の百二の一部、千二百十六番の百三、千二百十六番の百四、千二百十六番の百十六、千二百十六番の百二十一、千二百十六番の百四十四及び千二百十六番の百四十五、道並びに水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市土地開発公社 理事長 内藤一穂

教育委員会

● 令和二年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項について
 令和二年度山梨県立特別支援学校幼稚園及び高等部入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

令和元年六月六日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者ととも山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学校名	募集区分		要件
盲学校	幼稚部		(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3の規定による視覚障害者で、令和2年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者 (2) 高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和2年3月に卒業見込みの者 ② 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和2年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (3) 高等部専攻科 施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科若しくは高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業した者又は令和2年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
	高等部	本科普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	
ろう学校	幼稚部		(1) 幼稚部 施行令第22条の3の規定による聴覚障害者で、令和2年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者 (2) 高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和2年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
	高等部	本科普通科	
甲府支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和2年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの支援学校	高等部	本科普通科	

学校名	募集区分		要件
わかば支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和2年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高等部	本科普通科	
やまびこ支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和2年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高等部	本科普通科	
高等支援学校桃花台学園	高等部	本科産業技術科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1) 次のいずれかの条件を満たす者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和2年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3) 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和元年12月27日（金）までに受けておくこと。

イ 出願期間

令和2年1月17日（金）（一括受付）、1月20日（月）の午前9時から午後4時まで及び1月21日（火）の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

- (ア) 入学願書
- (イ) 志願理由書
- (ウ) 確約書
- (エ) 調査書
- (オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和元年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票
医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、令和元年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援部が平成31年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和2年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。）

② 入学検査

ア 期日

令和2年1月30日（木）

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア 対象者

インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、入学検査を欠席した者

イ 期日

令和2年2月3日（月）

ウ 会場

桃花台学園

エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

① 出願

ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ 出願期間

令和2年2月10日(月)から2月14日(金)の午前9時から午後4時まで及び2月17日(月)の午前9時から正午まで(令和2年2月11日(火)は除く)

ウ 出願書類

(ア) 全校共通

a 入学願書

b 調査書（幼稚部は除く）

c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和2年1月以降発行のもの

d 健康診断票

医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校校長が様式を指定する場合は、当該様式による。）で、令和2年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学部を令和2年3月卒業見込みの者を除く。）

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

(イ) 学校ごとに必要な書類（志願先特別支援学校の中学部を令和2年3月卒業見込みの者を除く。）

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	令和2年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
ろう学校	令和2年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
甲府支援学校	令和2年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
あけぼの支援学校	令和2年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者）
わかば支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が平成31年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可)
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 令和2年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
ふじざくら支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援部が平成31年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」 (すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可)

エ 出願上の留意事項

志願者は、令和元年12月27日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を令和2年3月卒業見込みの者を除く。）

② 入学検査

ア 期日

令和2年3月4日（水）

イ 会場

各志願先特別支援学校

ウ 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接

学校名	募集区分		検査内容
甲府支援学校	高等部	本科普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・学力検査 ・面接 ・生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

※ 盲学校高等部本科保健理療科及び、専攻科（保健理療科、理療科）以外の学校及び募集区分においては、志願者の障害及び健康状態に応じて検査内容を変更又は一部免除することがある。

③ 追検査

ア 対象者

盲学校高等部本科保健理療科及び、専攻科（保健理療科、理療科）における入学者選抜の入学検査志願者のうち、インフルエンザ等の感染症等不慮のやむを得ない事情により、入学検査を欠席した者

イ 期日

令和2年3月9日（月）

ウ 会場

盲学校

エ 追検査の内容

「3（2）② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

令和2年2月7日（金）

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

令和2年3月12日（木）

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

(1) 盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）及びろう学校幼稚部

「2 出願資格」による。

イ 高等部（盲学校専攻科を除く）

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由のみ）の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合

格していない者

- ② 出願の制限（高等部）
公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。
- ③ 出願期間
令和2年3月13日（金）の午前9時から午後4時まで及び3月16日（月）の午前9時から正午まで
- ④ 入学検査の内容
志願先特別支援学校校長が別途定める。
- ⑤ 検査期日
令和2年3月17日（火）
- ⑥ 入学許可予定者の発表
令和2年3月19日（木）
- ⑦ 出願上の留意事項
志願者は、令和元年12月27日（金）までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学部を令和2年3月卒業見込みの者を除く。）

(2) 桃花台学園

- ① 出願資格
 - ア 「2 出願資格」による。
 - イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者
- ② 出願の制限
 - ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。
 - イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和元年12月27日（金）までに受けておくこと。
- ③ 出願期間
令和2年3月13日（金）の午前9時から午後4時まで及び3月16日（月）の午前9時から正午まで
- ④ 入学検査の内容
桃花台学園校長が別途定める。
- ⑤ 検査期日
令和2年3月17日（火）
- ⑥ 入学許可予定者の発表
令和2年3月19日（木）

6 実施要項

詳細については、別に定める「令和2年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「令和2年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和2年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

その他

● 山梨県道路公社公告第一号

次のおり一般競争入札を行う。

令和元年六月六日

富士山有料道路管理事務所長

功 刀 忠 昭

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 富士山有料道路五合目発電機改修工事
 - 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山五合目地内
 - 3 工事概要 自家発電機取替工二台及びダクト・配管工一式
 - 4 工期 令和元年七月十一日から令和二年三月十三日まで
 - 5 予定価格 五千六百六万七千円
- 二 入札参加資格申請の受付期間 令和元年六月十三日（木）から同月十九日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。（URL）<http://subarune.jp/>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番